令和八年　第四回（九月）市議会定例会

（令和八年八月二十五日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和八年第四回九月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件の概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

はじめに、先月二十七日午前零時四十六分頃、本市消防職員が飲酒後に自家用車を運転し、御太刀地内ＪＲ高月踏切付近において停止していたトラックの後方に衝突し荷台部分を損壊する物損事故を起こすという事案が発生いたしました。

飲酒運転は重大な犯罪行為であり、命を奪いかねない極めて危険な行為であります。

市民の皆様の信頼を担うべき職員がこのような行為を行ったことは、いかなる理由をもってしても許されるものではなく、市民の皆様からの信頼を損ない、また、多くの方々にご迷惑をおかけしたことに対しまして、心よりおわび申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

本事案を受けて、まず、市では速やかな公表をはかり、二十八日に大月記者クラブを通じて報道機関へ速報を発表し、翌二十九日には記者発表の場において詳細な説明を行いました。

同時に議会に対しましても速やかに報告と説明をさせていただくなど、その説明に尽くすところであります。

なお、当該職員の処分につきましては、現在、警察が捜査中であることから、詳細な情報を得られておりませんが、今後も引き続き全容把握に努め、事実確認が整い次第、厳正な処分を行います。

また、このような事案を二度と発生させないため、全職員に対して緊急の綱紀粛正通知を発出し、飲酒運転の絶対禁止を徹底するよう指示しましたが、改めて、全ての職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、市民の皆様からの信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、防災の取り組みについてであります。

先月二十八日に発生しました令和八年熊本地震は、最大震度7を観測し、建物の倒壊、水道や電気等ライフラインの寸断などにより、甚大な被害をもたらしております。

また、今月十三日からの令和八年八月千葉豪雨においても、広範な浸水、交通障害など大きな被害をもたらしたものであります。

これらの災害で犠牲となられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様に心よりお悔やみを申し上げます。

また、被災されたすべての皆様、避難生活を余儀なくされている皆様に、心

よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と、被災された皆様に平穏な生活が早く取り戻されますことを切に願っております。

このような災害は、決して他人事ではなく、本市においても起こりうるものであります。

地震については、この地域での南海トラフ地震や首都直下地震など大規模地震の発生が懸念される中、防災・減災対策の強化は喫緊の課題であります。

去る六月二十六日に山梨県東部で発生しました地震では、富士河口湖町で最大震度六弱を観測し、本県では百二年ぶりとなる震度六クラスの規模となりました。

本市におきましても震度五強を観測し、幸いにも人的被害は免れたものの、屋根瓦の落下等による住宅被害をはじめ、倒木や落石、道路等の被害が複数報告されたところであります。

この地震に際しての本市の対応状況といたしましては、地震発生直後に「災害警戒本部」を立ち上げ、市民の皆様の安全確保と状況把握を最優先として、迅速な初動体制のもと避難所の開設や被災状況の集約に全力を注ぎました。

また、風水害については、土砂災害防止法及び水防法に基づく対策として、令和七年度末に山梨県より新たな土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域が公表されたところであります。

本市では、有事の際における市民の皆様の迅速かつ的確な避難行動に直接結びつけるため、今年度より「大月市土砂災害・洪水ハザードマップ」の改訂作業に着手して、来年度早々の全戸配布を目指し、今年度末までの完成に向けて業務を進め、風水害対策に活用するものであります。

しかしながら、災害対策としましては、ご自身とご家族の身を守る「自助」、そして地域でお互いを支え合う「共助」の役割が極めて重要となります。

市では、皆様とこれまで以上に強固な信頼関係を築き、そして、防災意識の醸成と地域防災力の底上げを図りながら、官民が一体となった総合的な防災・減災体制の確立に万全を期してまいります。

そのための実践対策として六月三十日に開催いたしました「大月市地域防災リーダー養成講習会」には、十二名の方々のご参加があり、自主防災組織の中核を担う存在として、「自助・共助」の視点から地域防災力を底上げすべく、大変熱心にご受講いただきました。

地震や風水害などによる大規模災害に直面した際、行政による「公助」のみでは限界があります。

関係機関や市民の皆様との強固な連携のもと、災害に強い、安心・安全なまちづくりの推進に全力で取り組んでまいります。

次に、第四十三回かがり火市民祭りについてであります。
かがり火市民祭りは、かがり火市民祭り実行委員会が中心となり八月一日の開催に向けて綿密な準備を進め、無事に開催することができました。
大月東小学校校庭をメイン会場とするまつり広場では、真夏のダンスバトルを始まりとして、本場徳島から参加をいただきました天水連などによる阿波踊りの演舞や、笹子追分人形芝居などの催しが盛大に行われました。
また、市道大月西本通り線を会場としたまつり街道では、市内十地区の公民館長による御神火隊の巡行や猿橋の山車をはじめ、紅富士太鼓、ラッキーシティラン、民謡流しやじょいそーらんの演舞などを実施する中、午後七時からは阿波踊り大会を開催し、天水連他十連総勢四百人余りの参加により、沿道に詰めかけた方々と一体となり盛り上がりをみせました。
大月の夏を彩る市民祭りとして、市内外の多くの方々に参加いただき、実行委員会からは約三万三千人の来客者があったものと報告を受けております。
また、ＪＲ大月駅からの情報ですと、前年比で一割程度乗降客が増加した状況も報告されております。
祭典の開催にご協力をいただきました市民の皆様、大月警察署やボランティアなどの関係者の皆様、また、ご協賛をいただいた皆様のお力添えに深く感謝を申し上げますとともに、市内外からの多くの皆様に大月市の夏の一大イベントを体感していただきましたことを喜ばしく思っております。
次に、「出張！なんでも鑑定団イン大月」の開催についてであります。
この事業は、市民の文化・芸術への関心を高めることや、地域の歴史的・文化的資産の掘り起こし、地域のにぎわい創出とともに大月市を全国にＰＲすることなどを目的として開催いたします。
広報おおつき八月号や、市ホームページなどを通じて周知しておりますが、市民会館を会場に、十二月十三日の公開収録を予定しております。
また、収録に先立ち、時代やジャンルを問わず、家庭に眠る「お宝」や、皆様のとっておきの「お宝」などを、十月九日まで募集いたします。
市民の皆様全員が参加し、盛り上げていただくことができる事業でありますので、是非、多くの皆様からご応募いただけますよう、よろしくお願いいたします。
次に、大月短期大学の取り組みについてであります。
少子化の進行に伴い、全国的に大学・短期大学を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、地方の高等教育機関においては、いかに学生を確保し、地域に根ざした教育機関としての存在意義を示し続けるかが喫緊の課題となっております。
本市が設置する大月短期大学においても例外ではなく、持続可能な大学運営

に向けての改革を推進していく必要があります。
学生確保に向けた取り組みとしては、リニューアルしたホームページによる情報発信の強化をはじめ、若い世代が日常的に利用するティックトックを活用した動画配信、全国各地の高校への直接訪問によるＰＲ活動、さらには新たな教育プログラムの企画など、多角的なアプローチにより、来年度の学生確保に向けた取り組みを実践しているところであります。
また、在学生が企画・プロデュースしたオープンキャンパスの開催などの新たな取り組みも実践したところであり、先に申し上げたティックトック配信においても在学生の企画・撮影した動画を配信し、その訴求力の向上に努めております。
このような取り組みをさらに発展・深化させ、学生確保につなげてまいりたいと考えております。
あわせて、地域に根ざした教育機関としての役割を果たすべく、公開講座の企画・開催や特別聴講生の募集・受け入れ、広報おおつきでの本学イベントや学生・教員の活動を紹介するなど、市民に親しまれる大学となるよう取り組みを進めております。
持続可能な大学改革に向けては、引き続き澁谷学長と緊密に連携・情報共有を図り、社会や若者のニーズに応じた大学となるよう文部科学省や他大学、教育関係事業者から情報を得ながら、専門業者への委託検討なども含めた調査研究を進めており、大月短期大学が地域の人材育成の拠点として、また、大月市の活性化に貢献する機関として、将来にわたって発展し続けられるよう、検討を重ねてまいります。
次に、クビアカツヤカミキリ対策についてであります。
先月、市内において特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリが発見されました。
サクラ、ウメ、モモ、スモモなどバラ科の樹木に深刻な被害をもたらすおそれがあり、成虫の活動時期が八月下旬から九月に集中することから、早急な対応が求められる状況であります。
こうした事態を受け、山梨県では、七月二十四日には消毒を実施できるよう体制を整えました。
本市といたしましては、こうした県の緊急対応と連携を図りながら、八月七日付で専決処分により予算を計上し、市内全域を対象としたクビアカツヤカミキリの緊急防除に着手しております。
今後も、県及び関係機関と緊密に連携しながら被害の拡大防止に全力で取り組んでまいります。
次に、教育行政に関する取り組みについてであります。

教育委員会では、令和七年四月に「大月市第四期教育振興基本計画」を策定し、「夢にむかい　共に学び　共に生きる　～ふるさと教育の推進～」を教育理念として掲げ、教育デジタルトランスフォーメーションの推進を基本目標の一つとして位置づけております。

こうした教育デジタルトランスフォーメーションの推進には、ＩＣＴ教育の充実と学校現場への専門的な指導が不可欠であり、その推進体制の整備が急務となっております。

一方、学校教育の専門的な指導・助言を担う「指導主事」は、現在、北都留地区の共同設置として教育事務所に一名が配置されておりますが、市の教育課題への即応性の欠如や、市独自の教育施策の企画・立案機能の不足といった問題が生じております。

また、山梨県内十三市のうち十一市が市単独で指導主事を配置している中、本市においてはいまだ市単独での配置が実現しておらず、県内他市との教育施策の格差が生じることへの認識も深まっております。

こうした状況を踏まえ、学校現場から市独自の指導主事の配置に向けた強い要望が寄せられてまいりました。

市独自の指導主事の配置は、学校運営及び教職員への指導や支援はもとより、児童生徒の学校生活・学びの質の向上に直接寄与するものであり、その効果は大きいものと認識しております。

そのため、令和九年度当初から、市単独で指導主事を配置する方向で検討を進めており、現在、山梨県教育委員会との協議や予算対応など、実現に向けた調整を始めたところであります。

市単独で指導主事を配置することにより、大月市の地域性や学校の実態に基づいた「ふるさと教育」の推進、ＩＣＴ教育の充実、教員の指導力向上と働き方改革の両立、児童生徒の豊かな学習環境の実現など、多くの効果が期待されます。

加えて、市独自のＩＣＴ教育の充実と積極的な情報発信により、教育環境を重視する世帯への訴求によって、転入者の増加にもつながるなど、大月市の教育ブランドの向上にも大きく寄与するものであり、本市の教育投資として十分な費用対効果があると考えております。

子どもたちの豊かな学びと大月市の学校教育の充実・発展のため、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、放課後児童健全育成事業の業務委託の状況であります。

放課後児童健全育成事業につきましては、支援員不足の解消と保育の質の向上を図り、安定的で持続可能な学童運営体制を構築するため、民間事業者への包括的な運営委託を進めております。

現在の進捗状況といたしましては、四月に選定委員会を開催し、開所時間の延長など保護者の皆様のご要望を反映した仕様書を決定の上、公募を開始いたし、その後、業者からの事業参加表明及び企画提案の受付を経て、選定委員会における審査の上、委託事業者として「株式会社　明日葉（あしたば）」に決定いたしました。

現在は、十月からのスムーズな民間運営の開始に向け、選定された事業者との具体的な協議を重ねているところであります。

この移行にあたりましては、現在勤務している支援員の継続雇用を前提としており、子どもたちの日常の環境に大きな変化が生じることがないよう配慮してまいります。

その上で、開所時間の延長はもとより、安心安全な環境整備のための登退所管理システムの導入を予定しており、子どもたちの安全安心な居場所づくりと、より質の高い育成環境の提供に努めることとして、保護者の皆様に心から安心してお預けいただける学童クラブの実現に向けて、準備を進めてまいります。

次に、新庁舎建設事業についてであります。

本年四月から公募型プロポーザル方式により設計業者の選定を進めてまいりました新庁舎建設基本・実施設計業務に係る設計者につきましては、六月末に技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、「株式会社馬場設計」を契約候補者として選定し、七月中旬には業務委託契約を締結いたしました。

今後、設計業務は令和九年度末までを予定しており、このうち基本設計業務につきましては、現在、今年度末を目標に完了を目指しているところでありますが、新庁舎は市民の皆様が末永く利用する施設であるとともに、災害時における行政の拠点として重要な役割を担うものであるため、設計段階から職員はもとより、議員の皆様、そして市民の皆様の幅広いご意見をしっかりと反映し、より使いやすく、親しまれる庁舎となるよう、時間をかけて丁寧に練り上げてまいります。

具体的な取り組みとしましては、既に関係各課等とのヒアリングを実施し、今後は職員へのアンケート調査も実施する予定であり、職員の働きやすさや業務の効率化を図り、市民サービスの向上を目指してまいります。

また、これらの取り組みと並行して、設計者とともに、建物の構造形式や配置、設備計画など、庁舎の骨格となる事項について多角的に比較検討を進めてまいります。

議員各位には、逐次、事業の進捗状況をご報告し、積極的に意見交換を行わせていただくことで建設的な議論を深め、また、基本設計案が取りまとま

り次第、広く市民の皆様からご意見を伺う機会を設ける予定であります。

一方、建設市場を取り巻く環境は、人手不足による人件費の上昇や、国際情勢などの様々な要因による資材価格の高騰などの課題に直面しており、厳格なコスト管理が求められております。

設計者とともに市場の動向を継続的に注視し、長期的な視点での機能性、維持管理のしやすさ、環境配慮といった新庁舎の持続可能性を重視し、新庁舎整備の基本理念である「市民に愛され、ふれあいと活力にあふれる安全・安心・持続可能な新庁舎」の実現に向けて事業を着実に進めてまいります。

次に、財政健全化判断比率についてであります。

まず、「実質公債費比率」ですが、本市は、平成二十九年度決算において、起債借入時に県知事の「許可」が必要となる「起債許可団体」となり、平成三十年度に、「公債費負担適正化計画」を策定し比率の改善に取り組んだところ、令和元年度決算では、「起債許可団体」から脱却しました。

その後も継続して改善に努めており、令和七年度決算において、前年比〇・八ポイント改善し、十四・二パーセントとなりました。

ただし、この数値は、県内他市と比べ高い水準にあり、今後も人口減少などによる市税収入の減少等が予想されることから、公債費負担の改善に、より一層努めてまいります。

また、「将来負担比率」については、平成二十年度決算の二百三十・六パーセントをピークに徐々に改善しております。

令和七年度決算では六十二・七パーセントと、前年より二・四ポイント上昇しましたが、これは一部の基金について、比較的安全な債券で保有している額を算入できないことによるもので、地方債の償還は着実に進めているところであります。

今後も借入金残高の削減や特別会計等の経営改善、基金残高の増加を目指し、歳入の確保や徹底した歳出の削減など、全庁的な取り組みを行い、さらなる財政の健全化に努めてまいります。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件が一件、条例案件が三件、予算案件が三件、その他の案件が一件であり、このほか一般会計をはじめとする各会計における令和七年度決算の認定に関する案件が八件、合わせまして十六件をご提案いたします。

はじめに、報告第三号の「専決処分事項について承認を求める件」についてであります。

これは、地方自治法 第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分をいたし

ました補正予算二件につきまして、同条第三項の規定により 議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第十一号「令和八年度　大月市一般会計補正予算（三号）」についてであります。

これは、国の令和八年度補正予算に係る、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）を活用した事業の計画策定について、早急な対応のため、所要の補正を行ったものであり、補正額は歳入歳出ともに一千二百七十七万円となっております。

次に、専決第十二号「令和八年度　大月市一般会計補正予算（四号）」についてであります。

これは、山梨県においてクビアカツヤカミキリの緊急防除に係る補正予算が措置されたことに伴い、緊急対策に早急に対応するため、緊急防除対策事業費について所要の補正を行ったもので、補正額は歳入歳出ともに六千五百万円となっております。

続きまして、条例案件についてご説明申し上げます

まず、議案第四十号「大月市無形民俗文化財保存伝承施設設置及び管理条例制定の件」についてであります。

これは、山梨県指定無形民俗文化財の保存、伝承及び地域文化の振興を図るとともに、地域住民の交流の場として活用するため、無形民俗文化財保存伝承施設を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるために制定するものであります。

次に、議案第四十一号「大月市印鑑条例中改正の件」についてであります。

これは、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、在留カード、特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用して、コンビニエンスストア等において印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四十二号「大月市消防団員等公務災害補償条例中改正の件」についてであります。

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定を行う必要があることから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案件についてご説明申し上げます。

まず、議案第四十三号「令和八年度大月市一般会計 補正予算（第五号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、歳出の総務費では、ふるさと大月応援寄付金

増収見込みによる返礼経費、ふるさと大月応援寄附金への積立及び出張！なんでも鑑定団ｉｎ大月開催事業などを、民生費では、システム改修に要する経費の特別会計への繰出金などを、農林水産業費では、青年就農給付金交付事業や農地農業用施設改良事業などを、商工費は、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による 持続可能な観光推進事業などを、土木費は、市道維持管理事業及び市営住宅の空き室を活用し、子育て世帯の入居を積極的に促進するための市営住宅改修事業を、消防費は、扇山山林火災に伴うクラウドファンディング及び寄附金を活用し、機械器具や消防団の防火衣等、必要機材の購入費などを、教育費では、大月短期大学経営戦略事業などを追加しており、歳出の合計は六億七千二百七十九万六千円の増額となりました。

歳入につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債の追加などにより対応しております。

次に、議案第四十四号「令和八年度大月市介護保険特別会計 補正予算（第二号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、歳出ではシステム改修の経費及び社会保険診療報酬支払基金への償還金を、歳入につきましては繰入金を同額計上しております。

次に、議案第四十五号「令和八年度大月市簡易水道事業会計 補正予算（第一号）」についてであります。

主な内容といたしましては、真木簡易水道における修繕料の追加となっております。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

まず、議案第四十六号「契約締結の件」についてであります。

これは、初狩保育所等建築工事の請負契約を締結しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項第五号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました案件でありますが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。